

南房総市広告付封筒無償提供取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が市の業務で使用する封筒に広告を掲載したもの（以下「広告付封筒」という。）を民間企業から無償で提供を受けることに関し、南房総市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成18年南房総市告示第176号。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告付封筒の種類等)

第2条 広告付封筒の種類、用途、規格及び提供数量は、別表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 広告付封筒には、市章、市役所の住所その他市長が指定する内容を印刷しなければならない。

3 広告内容及び広告付封筒の紙の厚さ、色その他の仕様については、事前に市長と協議しなければならない。

(広告の掲載場所)

第3条 広告の掲載位置は、封筒の裏面とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用期間)

第4条 広告付封筒を使用する期間は、当該広告付封筒の在庫のある期間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(無償提供の申込み)

第5条 広告付封筒を無償提供するもの（以下「無償提供者」という。）は、広告付封筒無償提供申込書（別記第1号様式）及び承諾書（別記第2号様式）に必要な書類を添え、市長に申し込まなければならない。この場合において、それに要する経費は、無償提供者の負担とする。

(無償提供者の決定)

第6条 基本要綱第8条第8項の規定による通知は、広告付封筒無償提供可否決定通知書（別記第3号様式）によるものとする。

(確認書の締結)

第7条 市長は、前条の規定により無償提供者の決定をしたときは、無償提供の時期その他必要な事項に関して、無償提供者と確認書を取り交わすものとする。

(広告内容の変更)

第8条 市長は、第6条の規定により無償提供を承認した後において、掲載されている広告が基本要綱第4条の規定に抵触すると認められるときは、無償提供者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(無償提供の決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号に掲げるものに該当するときは、無償提供を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告付封筒の納入がないとき。
- (2) 前条の規定による広告内容等の変更を行わないとき。
- (3) 無償提供者から広告掲載の辞退の申出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当ではないと認められるとき。

(封筒の返還)

第10条 既納の広告付封筒は、原則として返還しないものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(無償提供者の責務)

第11条 無償提供者は、広告付封筒に掲載された広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

2 無償提供者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてについて、権利処理が完了していることを保証しなければならない。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年7月29日告示第144号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	用途	規格	数量
窓口用封筒	市役所等の窓口に備え置き来庁者が書類を入れるもの	角1（382mm ×270mm）	5,000部以上
		角2（332mm ×240mm）	5,000部以上
		長3（235mm ×120mm）	5,000部以上
送付用封筒	国、地方公共団体、法人及び個人等に書類を送付するためのもの	角1（382mm ×270mm）	5,000部以上
		角2（332mm ×240mm）	5,000部以上
		長3（235mm ×120mm）	5,000部以上

別 記

第1号様式（第5条関係）

広告付封筒無償提供申込書

年 月 日

南房総市長 様

申込者 所在地又は住所

商号又は名称等

代表者 職・氏名 ⑩

南房総市公共物等有料広告掲載取扱要綱及び南房総市有料広告掲載封筒無償提供取扱要綱の規定を承諾のうえ、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 無償提供する封筒 窓口用封筒・送付用封筒
- 2 封筒サイズ及び数量
- 3 担当者連絡先
担当者名
電話番号
FAX番号
E-mail
- 4 添付資料
 - (1) 提供しようとする封筒または版下
 - (2) 会社案内、パンフレット等（事業内容等がわかるもの）
 - (3) 承諾書（別記第2号様式）

第2号様式（第5条関係）

承諾書

年 月 日

南房総市長 様

申込者 所在地又は住所

商号又は名称等

代表者 職・氏名 ⑩

無償提供申請に当たり、また、広告掲載期間中に、貴市が必要と認める都度、下記事項について確認することを承諾します。

記

- 1 信用調査機関及び金融機関等による情報収集
- 2 市税等の納入状況

注 1 申込者欄の氏名及び印鑑については、代理人（印鑑含む。）は認められませんのでご注意ください。

2 使用する印鑑は、印鑑登録をしてある印鑑（実印）をお願いします。

第3号様式（第6条関係）

広告付封筒無償提供可否決定通知書

年 月 日

様

南房総市長

印

年 月 日付けで申込みのあった封筒無償提供について、下記のとおり無償提供を（受ける・受けない）ことに決定したので通知します。

記

- 1 無償提供を受ける広告付封筒 窓口用封筒・送付用封筒
- 2 封筒サイズ及び数量
- 3 無償提供を受けない場合の理由